

令和
4
年度

森林環境譲与税・森林経営管理制度 市町村取組事例集



編集

北海道水産林務部 林務局森林計画課
森林環境局森林活用課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5494 (直通) FAX 011-232-1295

発行

令和5年(2023年)10月

はじめに

森林環境税及び森林環境譲与税

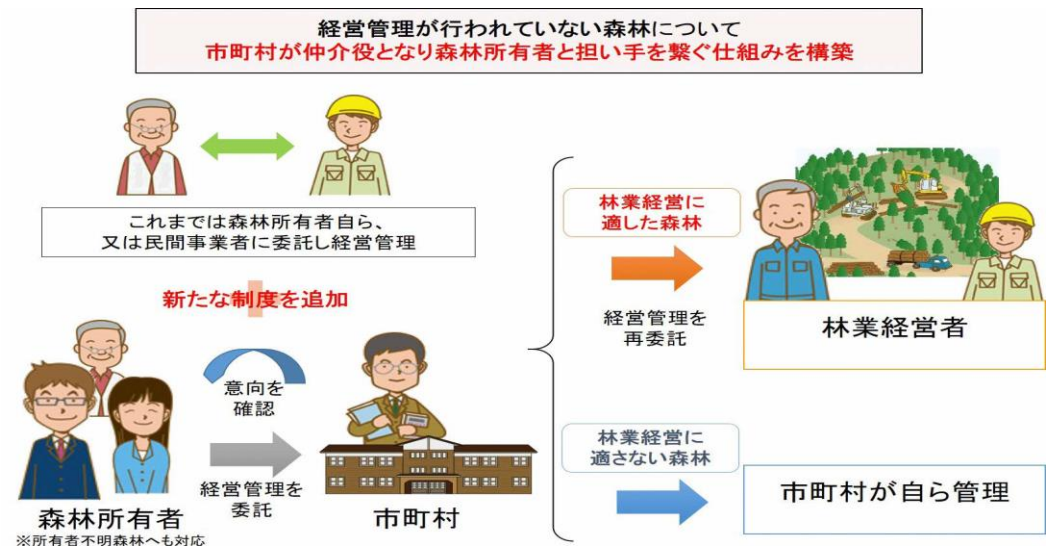
森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設され、森林所有者への意向調査やこれを踏まえた間伐の実施等の森林整備、人材育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進などの森林整備を促進するための取組が進められています。

本事例集は、森林環境譲与税を活用した市町村の取組を紹介していますので、同様の課題を抱えている地域の参考としていただき、森林整備の推進がより一層図られることを期待しています。

森林経営管理法と森林経営管理制度

この制度は、森林所有者の情報を把握し指導・監督を担っている市町村が、手入れの行き届かない森林の所有者に対して今後の森林の経営管理に関する意向調査を行い、市町村に委託する希望が示された森林を引き受けてとりまとめた上で、経営の成り立つ見込みのある森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を委託し、経営の成り立つ見込みのない森林については、市町村自らが経営管理を行う仕組みとなっています。



～ 目 次 ～

はじめに.....	1	2. 人材育成・確保	
市町村の取組		(17) 帯広市.....	20
Ⅰ 森林環境譲与税		(18) 名寄市.....	21
1. 森林整備		(19) 根室市.....	22
(1) 札幌市.....	4	(20) 足寄町.....	23
(2) 札幌市.....	5	3. 木材利用・普及啓発	
(3) 小樽市.....	6	(21) 札幌市.....	24
(4) 釧路市.....	7	(22) 札幌市.....	25
(5) 芦別市.....	8	(23) 旭川市.....	26
(6) 紋別市.....	9	(24) 江別市.....	27
(7) 七飯町.....	10	(25) 森町.....	28
(8) 上ノ国町.....	11	(26) 八雲町.....	29
(9) 美幌町.....	12	(27) 栗山町.....	30
(10) 清里町.....	13	(28) 美深町.....	31
(11) 雄武町.....	14	(29) 初山別村.....	32
(12) 平取町.....	15	(30) 中頓別町.....	33
(13) 幕別町.....	16	(31) 白老町.....	34
(14) 上士幌町.....	17	Ⅱ 森林経営管理法と森林経営管理制度	
(15) 標茶町.....	18	(1) 千歳市.....	36
(16) 上川町.....	19	(2) 室蘭市.....	37
		(3) 羅臼町.....	38
		Ⅲ その他	
		意向調査を効率的に進めるためには.....	40